

山田小学校 P T A 会則改正（案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は山江村立山田小学校 P T A と称し、事務局を山田小学校に置く。

（目的）

第2条 本会は、家庭と学校及び地域社会とが協力し、家庭・学校・地域社会における教育に関する理解と振興に努めるとともに、児童の校外指導・地域の教育環境の改善整備を図り、会員相互の資質の向上のため研鑽を深め、心身ともに健全な山田小学校児童の成長を図ることを目的とする。

（方針）

第3条 本会は、教育的目標を有する団体であり、営利を目的とせず、いかなる宗教・思想に偏することなく、いかなる政治団体等にも関与しない。また、教育行政及び学校運営について不当に干渉しない。

（事業）

第4条 本会は、目的を達するため次の事業を行う。

- （1）児童の学習奨励に努める。
- （2）家庭と学校および地域社会における教育に関する理解と振興に努める。
- （3）児童の校外指導・地域の教育環境の改善・整備に努める。
- （4）会員相互の研修と親睦を行う。
- （5）学校教育施設・環境の改善整備に努める。
- （6）その他、目的を達成するための事業を行う。

（会員）

第5条 本会員は、本校に在学する児童の保護者と教職員をもって構成する。

（会費等）

第6条 本会の経費は、会費・寄付金等をもってこれにあてる。

2 本会員は、会費を納めるものとし、会費の金額は、年額3,300円とする。

（本部役員）

第7条 本会に次の本部役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 2名
- （3）総務委員長 1名
- （4）監 事 2名 ※3名→2名に削減
- （5）地区委員長 1名
- （6）学年委員長 6名
- （7）部 長 3名 ※4名→3名に削減
- （8）書 記 2名（うち1名は、教職員とする。）
- （9）会 計 2名（うち1名は、教職員とする。）
- （10）顧 問 1名（学校長とする。）

（任期）

第8条 本部役員は、会員の中から選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（本部役員の選出）

第9条 本部役員の選出については、次のとおりとする。

- （1）会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事については、選考委員会において選出する。
- （2）地区委員長、学年委員長、部長については、各委員会及び各部会で互選により選出する。

（選考委員会の設置）

第10条 本部役員を選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の委員は、当該年度の地区長及び学年委員長をもって構成し、互選により委員長を選出する。
- 3 会議は委員長が招集する。

4 会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事を選考し、総会において承認を得るものとする。
(欠員の補充)

第11条 本部役員に欠員が生じた場合は、第9条の方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(本部役員の仕事)

第12条 本部役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の会務を総括し、総会・本部役員会・その他必要な会合を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 総務委員長は各部会・各委員会の意見を総合し、各部会の連携と活動を推進するとともに、総会・本部役員会等の議事進行の職にあたる。
- (4) 監事は、本会に関する一切の会計を監査する。
- (5) 地区委員長は、地区委員会を召集し会務を総括する。
- (6) 学年委員長は、学年委員を召集し会務を総括する。
- (7) 部長は、部会を召集し会務を総括する。
- (8) 書記は、総会・本部役員会等の議事および重要事項等を記録するとともに、本会の連絡通信その他の書類の保管にあたる。
- (9) 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監事の監査を受け、総会において決算報告を行う。
- (10) 校長は顧問とし、本部役員会に出席して助言する。

(委員会及び各部の仕事)

第13条 委員会及び各部の仕事は、次のとおりとする。

(1) 地区委員会

ア 地域社会に努め、校外における児童の指導及び会員相互の教養・親和を高める。

~~イ 会費等を徴収する。~~ ※削除

ウ 各区の実情に応じて地区委員を選出し、代表1名を地区長とする。

(2) 学年委員会

ア 学年を代表し、学校・家庭及び地域社会における教育の理解と振興に努める。

イ 学年PTAの活動及び調整、学年PTAの開催にあたる。

ウ 学年より3人以上の学年委員を選出し、代表1名を学年委員長とする。

※4人→3人に削減

(3) 体育部

ア 児童会の体育的行事・運動会への協力並びに保健・体育関係事業を推進する。

(4) 生活部

ア 児童の校外での生活指導並びに交通事故防止・学校施設・環境美化を図る。

~~(5) 母親部~~ ※削除

~~ア 家庭における母親の役割を理解し、その向上に努める。~~ ※削除

~~イ 学校給食の充実及び健全な食生活改善を図る。~~ ※削除

(6) 文化部

ア 会員の資質の向上と相互理解を深めるための研修を推進し、広報紙等の発行にあたる。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、予算・決算、会則の改正等その他必要な事項を議決する。

(定足数)

第15条 総会の定足数は会員の過半数とし、委任状をもって出席とみなす。

(表決)

第16条 議決は、出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

第17条 本部役員会は、下記の事項を審議決定し、履行する。なお、教職員は、必要に応じて意見を述べることができる。

- (1) 総会に提出する議題
- (2) 総会により委任された事項
- (3) 事業の企画・運営に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(表彰)

第18条 学校及び本会のため、永年尽力のあった役員並びに顕著な功績があった者に感謝の意を表する基準は次のとおりとする。

- (1) 本部役員として4年以上その任にあった者
- (2) 特別の寄付行為があった者
- (3) 部活・非行防止・交通安全等に貢献した者
- (4) その他、特別に本部役員会で決定した者

(弔慰金)

第19条 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、弔慰金10,000円または相応の弔花を贈り、弔電を打つものとする。

2 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、会を代表して役員が葬儀に参列する。この時遠隔で旅費を伴うときは、実費の旅費を支給する。

(旅費)

第20条 本会の会員で、PTAに関する会議・研修等に会を代表して出席するときは、旅費を支給するものとする。旅費として交通費・日当・宿泊費・弁当代を支払う。

- (1) 交通費は1km当たり37円で計算した額とする。熊本県が定めた路程表の距離を基準とし、往復の距離により支給する。(端数切り捨て)
- (2) 日当は1日1,000円とし、半日の場合は500円とする。
- (3) 宿泊費は8,000円を上限とし、実費で支給する。
- (4) 弁当代は注文集約がある場合のみ実費で支給する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本部役員会で協議し、決定する。

付 則

本会則は、昭和51年5月8日より施行する。

昭和56年4月	一部改正	
昭和60年5月4日	一部改正	
平成元年4月22日	一部改正	
平成2年4月21日	一部改正	
平成5年4月17日	年会費2,400円を3,000円に改正	
平成6年4月16日	一部改正	
平成7年4月15日	一部改正	
平成8年4月20日	一部改正	
平成9年4月19日	一部改正	※学校職員を教職員に統一
平成11年4月17日	年会費3,000円を3,300円に改正	
平成19年4月20日	一部改正	※山林特別委員を削除
平成28年4月22日	一部改正	※学校給食費、給食費を削除
平成29年4月21日	一部改正	※役員・委員に欠員が生じた場合の後任補充の選出方法の改正
平成30年4月20日	一部改正	※全体的な文言の見直し。選考委員会の構成委員の改正
令和2年4月20日	一部改正	※弔慰金・旅費の改正